

「別紙」

再嘆願書

我東京交通労働組合中央委員会ハ先般の二ヶ條の款額に對シ
多量の回金は何等誠意なきものと認めたり二條項を再度嘆
願するものなる

一 職首の即時取消

二 争議中を出勤扱いにする事

右の回金は八日午後一時にされた

五月五日

東京交通労働組合

5.5.22
1258

奉教第一五三二號

昭和五年五月十七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

鐵道大臣 江木 翼殿

逓信大臣 小泉又次郎殿

宮内大臣 一本喜徳郎殿

社 會 局 長 官 殿

各 廳 府 縣 長 官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿

東京警備司令官 殿

東京市関係三勞働團體ノ賞其一割減並解雇其他ノ
反對運動ニ関スル件 第十二報 罷業打切後ノ状況